

中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第6号までに係る
事業資金等の信用保証料に対する豊中市助成制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第5項第1号から第6号までに規定する特定中小企業者に係る事業資金及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第12条第1項に規定する災害関係保証に係る事業資金(以下これらの事業資金を「当資金」という。)を借入れる際に大阪信用保証協会へ支払った信用保証料の一部を、予算の範囲内で市が助成することにより、中小企業者の負担を軽減することを目的とし、その交付については、豊中市補助金等交付規則(昭和57年豊中市規則第15号。以下「規則」という)及びこの要綱の定めによるところによる。

(対象者)

第2条 この要綱の対象者は、中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第1項に規定され、かつ次の各号の全てに該当する中小企業者とする。

- (1) 当資金を借り受けた中小企業者であること。
- (2) 当資金の融資申込時に、市内に事業所を有する法人または個人事業者であること。
- (3) 当市に法人市民税または市民税を納付していること。ただし、非課税または免除の場合は納付しているとみなす。
- (4) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)、暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団密接関係者(豊中市暴力団排除条例(平成25年豊中市条例第25号)第2条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。以下同じ。)でないこと。

(信用保証料助成金の算出方法)

第3条 市長は、対象者が当資金融資実行時に支払った信用保証料のうち、当該信用保証料の1年相当分の額又は25,000円のいずれか低い額を限度として助成する。

ただし、資金使途が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該使途への資金にかかる信用保証料相当分は控除して本項前段の規定を適用するも

のとする。

(1) 市外の事業所の運転資金及び設備資金

(2) 市外の物件・事業所への移転資金及び設備資金

- 2 前項の信用保証料の1年相当分の額は、前項の信用保証料を保証期間（年数）で除した額（1円未満の端数が出た時は切り捨てるものとする）とする。ただし、保証期間が1年に満たない場合、その信用保証料の額とする。
- 3 1会計年度内において、重複して当資金が貸付実行されたとき、前2項の規定にかかわらず、当該資金にかかる当助成金の合計金額は、貸付実行された年度につき25,000円を上限とする。

（助成金の交付の申込み）

第4条 この要綱により、信用保証料助成を受けようとする対象者は、中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第6号までに係る事業資金等の信用保証料に対する豊中市助成金交付申込書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。ただし、市において第2条第3号の要件について確認することができる場合は同号の書類の提出を省略することができる。

(1) 当資金の借入実行が確認できる書類

(2) 信用保証料を支払ったことが確認できる書類

(3) 法人市民税または市民税の納付が確認できる書類

(4) その他市長が必要と認める書類

（申込期間）

第5条 対象者が信用保証料助成の申込みができる期間は、信用保証料を支払った日から起算して1年間とする。

（交付の決定等）

第6条 市長は、前2条の規定により対象者から信用保証料助成の申込みを受け付けた場合は、その内容を審査し、第3条各項の規定により助成金額を算出し、助成金を交付すべきものと認めるときは、中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第6号までに係る事業資金等の信用保証料に対する豊中市助成金交付決定通知書兼確定通知書（第2号様式）により通知し、助成金を遅滞なく対象者に交付するものとする。また、適当でないと認めるときは中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第6号までに係る事業資金等の信用保証料に対する豊中市助成金不交付決定通知書(第3号様式)により対象者に通知す

るものとする。

2 前項の助成金は、口座振替により対象者に交付するものとする。

(決定の取消し)

第7条 市長は、助成金の交付の決定を受けた対象者が、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認めるとき。
- (2) 助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱及び規則又はこれに基づく市長の処分に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な方法により助成金の交付の決定を受けたとき。
- (4) その他市長が助成金の交付の決定を取り消す必要があると認めるとき。

(補助金の交付請求)

第8条 補助金の交付を受けようとする対象者は、第6条の通知を受けたときは、すみやかに中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第6号までに係る事業資金等の信用保証料に対する豊中市助成金交付請求書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

(助成金の返還)

第9条 市長は、前条の規定により助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取り消しに係る助成金が既に交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

(事業の承継等にかかる信用保証料助成金の申込み)

第10条 相続、譲渡、合併、分割等により対象者の事業を承継した者であって市長が認める者は、当該対象者に替わって信用保証料助成の申込みを行うことができる。

(協力)

第11条 市長は、第4条に基づき申込みをした者が暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当するかどうかについて調査する必要がある場合は、大阪府警察に照会する際に必要な情報に関して提供することについて、当該申込みをした者に対して、協力を求めることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めのない事項については、別途市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から実施する。
- 2 この要綱は、平成23年4月1日以後当資金の借入実行が行われた融資に係る信用保証料の助成から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年7月1日から実施する。
- 2 この要綱による改正後の要綱の規定は、平成23年3月14日以後に借入実行が行われた激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第12条第1項に規定する災害関係保証に係る事業資金の信用保証料の助成について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年9月20日から実施する。
- 2 この要綱の施行の際、現に第4条の規定による改正前の中小企業信用保険法第2条第4項第1号から第6号までに係る事業資金等の信用保証料に対する豊中市助成制度要綱の規定により提出されている申込書は、平成25年9月30日までの間、中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第6号までに係る事業資金等の信用保証料に対する豊中市助成制度要綱(以下「本要綱」とする。)第4条の規定による改正後の本要綱の規定による申込書とみなす。
- 3 改正前の中小企業信用保険法第2条第4項第1号から第6号までに係る事業資金等の信用保証料に対する豊中市助成制度要綱の規定に基づく申込書は、平成25年9月30日までの間、必要な修正を加えた上、なおこれらを使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年10月1日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年5月19日から実施する。
- 2 この要綱の改正前の規定に基づく様式は、当分の間、大阪府中小企業信用保証協会を大阪信用保証協会に修正した上で、これを使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年10月1日から実施する。
- 2 この要綱の改正前の規定に基づく様式は、当分の間、これを使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から実施する。
- 2 この要綱の改正前の規定に基づく様式は、当分の間、これを使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年1月26日から実施する。
- 2 この要綱の改正前の規定に基づく様式は、当分の間、これを使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から実施する。
- 2 この要綱の改正前の規定に基づく様式は、当分の間、これを使用することができる。